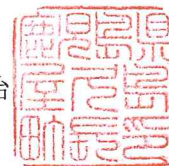


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成30年 9月 5日

屋久島町長 荒木 耕治



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
平内集落
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）  
平成30年8月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
30経営体  
法人                    1経営体  
個人                    29経営体  
集落営農                0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・6次産業化、新規就農の促進等に取り組む。